

年 度	令和 6 年度 委託設計書	課 長	係 長	精算者	設計者	
設計月日	令和 6 年 1 月 日					
起 工 理 由						
位 置	市内一円	施工方法		委 託		
事 業 名	狭あい道路整備事業	及				
委 託 名	狭あい道路整備事業測量・分筆業務委託	期限		令和 7 年 3 月 31 日 限り		
委 託 の 概 要	<p>狭あい道路整備事業に係る下記内容の委託業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 測量・分筆委託業務 …… 後退道路用地の分筆登記業務 2. 地図訂正申出委託業務 …… 分筆登記の前提として地図訂正を要する場合の申請業務 3. 境界標設置委託業務 …… 現地に境界標を復元するための測量業務 4. 抵当権抹消登記申請業務 …… 分筆登記取得する土地に抵当権等がある場合に、それを抹消するための申請業務 5. 相続調査委託業務 …… 取得する土地に相続が発生している場合の調査業務 6. 施工図面作成委託業務 …… 測量・分筆完了箇所における狭あい道路整備工事発注のための測量及び施工図面の作成業務 					

番号	項目		仕様	単位	単価	摘要	備考
001	打合せ協議	打合せ協議		回			
002	資料調査	公簿類		筆/個			
003		地図類		筆			
004		図面類		筆/個			
005		疎明書面		件			
006		住民票調査		箇所			
007		資料収集		通			
008		土地調書		筆			
009		合成地図作製		件			
010	事前調査	事前調査		業務			
011	筆界確認	多角測量	都市近郊	点			
012		復元測量	都市近郊	点			
013		画地調整	都市近郊	区画			
014		画地調整加算額	都市近郊	区画			
015	立会	立会同行(水利組合・自治会等)		回			
016		立会・確認	都市近郊	点			
017		測距・探索	都市近郊	点			
018		特殊作業	都市近郊	点			
019		公共用地境界立会・申請	1筆	筆			
020		公共用地境界立会・申請	筆増1～3筆目	筆			
021		既協定・明示再交付申請	1件	件			
022	面積調査測量	面積調査測量	100㎡以下 都市近郊	筆			
023		面積調査測量	200㎡以下 都市近郊	筆			
024		面積調査測量	300㎡以下 都市近郊	筆			
025		面積調査測量	400㎡以下 都市近郊	筆			
026		面積調査測量	600㎡以下 都市近郊	筆			
027		面積調査測量	800㎡以下 都市近郊	筆			
028	境界標設置	境界点測設	都市近郊	点			
029		境界点埋設 コンクリート杭	都市近郊	本			
030		境界点埋設 金属標、合成樹脂杭	都市近郊	本			
031		境界点埋設 金属鋸	都市近郊	本			
032		引照点測量	都市近郊	点			
033	地図訂正申出	地図訂正申出		件			
034		地図訂正前後図		件			
035	分筆登記	申請手続		件			
036		地積測量図		筆			
037		担保権抹消承諾書		件			
038	相続調査	相続調査	5名以下	件			
039		相続調査	10名以下	件			
040	書類の作成	不動産調査報告書		件			
041		筆界確認書		筆			
042		承諾書		件/人			
043		上申書		通			
044		添付書類		通			
045	施工図面作成	施工図面作成		m			単価表第1号
	合	計				(税抜)	

名 称	仕 様	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
施工図面作成			単価表第1号			
中心線測量	都市近郊、1000台未満直線、測点間隔10m	1	m			
縦断測量	都市近郊、1000台未満	1	m			
横断測量	都市近郊、1000台未満直線、測点間隔10m 測量幅45m未満	1	m			
平面設計	市街地、1車線 付替水路無	1	m			
小構造物設計	市街地、1車線 付替水路無	1	m			
設計図	市街地、1車線 付替水路無	1	m			
小計						
諸経費						
計						
計						(税抜)

特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、明石市が実施する「狭あい道路整備事業測量・分筆業務委託」（以下、「業務」という。）に適用する。また、本特記仕様書および「明石市狭あい道路整備事業にかかる測量分筆業務委託要領」に記載なき項目は、「兵庫県土木設計業務等委託必携 測量業務共通仕様書（令和5年10月）」に準拠する。

第2条 工期

令和6年4月1日～令和7年3月31日までとする。

いかなる場合においても、本業務全体の期限（履行期間）は延期を行わない。

第3条 執行予定総額

8,050,000円（1者当り）

第4条 作業実施

測量作業は、兵庫県の定める公共測量作業規程および同規定に係る運用基準（以下、「規程」という。）により実施するものとする。

第5条 用語の定義

監督員、指示、承諾、協議、設計図書とは次の定義による。

- (1) 監督員 主任監督員、監督員を総称していう。
- (2) 指示 発注者側の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- (3) 承諾 受注者側の申し出た事項に対して監督員が了解することをいう。
- (4) 協議 監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 設計図書 金抜設計書、本特記仕様書をいう。

第6条 疑義

受注者は、測量作業実施にあたり仕様書および設計図書等に疑義を生じた場合は、監督員と協議のうえ実施するものとする。

第7条 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は「規程」第2条に規定するもの、又は、監督員の指示によるものとする。

第8条 提出書類

1. 受注者は、以下に示す書類を提出期限内に提出しなければならない。各書類の様式は、兵庫県土木設計業務等委託必携（令和5年10月）に基づくこと。

- ① 着手届 …… 契約締結後15日以内
- ② 主任技術者届 …… 契約締結後速やかに
- ③ 主任技術者経歴書 …… 契約締結後速やかに
- ④ 業務計画書 …… 契約締結後14日以内

：兵庫県土木設計業務等委託必携（令和5年10月）1.測量業務共通仕様書 第113条業務計画書に示される事項に基づいて記載する。

- ⑤ 業務工程表 …… 契約締結後7日以内

2. 受注者は指示完了ごとに、業務完了報告書を提出しなければならない。本様式は、

監督員から提示する。

第9条 作業確認

受注者は、主要な測量作業段階のうち特記仕様書またはあらかじめ監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第10条 作業管理

1. 受注者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
2. 測量現場が隣接し、または同一場所において実施する別途測量がある場合には常に相互協調するとともに成果の照合を行わなければならない。
3. 受注者は、測量実施にあたり水陸交通の妨害または、公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。
4. 受注者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

第11条 土地の立入

1. 受注者は、測量実施にあたり国、公有または私有の土地に立入る場合は関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 受注者は、測量実施にあたり宅地または、かき、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ地権者に通知しなければならない。
ただし、地権者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは監督員と協議するものとする。

第12条 土地の使用等

受注者は植物、かき、もしくはさく等の伐除または土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者または占有者の承諾を得て行うものとする。この場合に生じた損失は、原則として受注者が補償するものとする。

第13条 検査

受注者は既済部検査および完了検査を受ける場合は、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第14条 成果品

1. 受注者は、測量・分筆等完了後次に掲げるものを提出しなければならない。別途、監督員から提出の指示があった場合は、それに応じなければならない。
 - ① 現況平面図（1／100）…………… 1部
 - ② 土地登記簿謄本（分筆地・残地）……………各1部
 - ③ 地積測量図・土地所在図…………… 1部
 - ④ 国土調査図（分筆後）…………… 1式
 - ⑤ 実地調査書（複写）…………… 1式
 - ⑥ 施工図（書面、データ）…………… 1式
 - ⑦ 関係書類…………… 1式
2. 受注者は成果提出前に、その成果を十分照査し、成果品は登記後、1ヶ月以内に提出しなければならない。
3. 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

4. 成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の責任においてただちにその誤りを訂正するものとする。
5. 施工図は、計画平面図、小構造物図、並びに撤去図を基本とし、その他の書類が必要な場合は、監督員から別途、指示する。計画平面図における構造物は、監督員と現地立会のうえ、決定する。図面のデータ形式は、PDF、DWG(AutoCAD2013 互換性あり)とする。

第15条 再測量

受注者は、作業完了後3年以内に測量成果に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担においてただちに再測量を行い、その誤りを訂正するものとする。また、工事施工前に分割点の位置に一時標識が不明または亡失した場合は、工事施工の際、立会すること。

第16条 精算

指示書の完了期限において、業務完了報告書及び成果品を提出すると共に精算する。なお、契約期限の1ヶ月前までに必要書類等を提出すること。なお、監督員から別途、期限の指示がある場合はこれに依らない。

第17条 境界立会い

1. 受注者は、関係人の立会いを得た場合は、筆界確定書または実測平面図に確認を行ったものの署名押印を求めるものとする。なお、必要に応じて筆界点と近傍の恒久目的物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
2. 受注者は、前項の確認が得られた場合は、速やかに発注者に報告するものとし、確認が得られない場合は、発注者の指示を受けるものとする。

第18条 対面同意

国土調査図、字限図等の公図と現状とが違う場合若しくは狭水路等の場合又は発注者が指示する箇所については、対面同意を得るものとする。

第19条 分筆登記

受注者は測量完了後速やかに発注者の指示に従い、分筆登記申請をするものとする。

第20条 抵当権等抹消

相続権が発生または抵当権等が設定されている場合、受注者は、関係者の協力を得て、所有権移転登記までに抹消するものとする。なお、分筆後の抵当権抹消も含むものとする。

第21条 進捗状況の報告

受注者は、作業実施状況を適時報告すること。

令和6年度 明石市狭あい道路整備事業にかかる測量分筆業務委託要領

この要領は、「特記仕様書」の第1条に定める要領とし、この要領に記載されていない事項は、監督員と協議を行うものとする。

業務費用の支払いは、出来高によるものではなく、成功報酬により行うものとする。やむを得ず、業務を完遂できない場合は、書面をもってその理由を監督員に報告し、監督員と協議を行って精算を行うものとする。

1. 打合せ協議費

事前調査の結果を踏まえた打合せ協議を行うものとし、適宜、作業経過等による確認事項などの調整も含む。

なお、打合せ内容等について、書面による報告書を速やかに作成し、監督員へ提出することとする。

報酬対象)業務に関する打合せ協議を1指示書ごとに1件とし計上する。

2. 資料調査

(1)公簿類 公簿類とは、法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備付又は保管する簿冊類の総称である。

(2)地図類 地図とは、法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備付又は保管する地図類の総称である。

(3)図面類 図面類とは、法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備付又は保管する確定測量図等の総称である。確定測量図とは、面積、辺長及び境界点、数値の記載のある図面（長狭物の確定測量図を含む）をいう。

報酬対象)土地1筆の謄写を1筆とし計上する。ただし、公図1葉に2筆以上含まれる場合は、公図1葉を1筆とし計上する。

公簿類と地図類は、書面もしくはオンライン請求の区分は問わない。

3. 事前調査

事前調査とは、資料調査に基づき、対象物件の位置調査、確認を行い、作業計画立案及び業務の準備を行う。

作業計画については、監督員の承諾を得て作業の実施を行うこととする。

報酬対象)指示書1枚につき1業務として取扱う。ただし、申請手続きを伴わない場合、適用しない。

4. 筆界確認

(1)多角測量 筆界点の位置の特定を行う基礎測量で国家基準点又は準ずる図根点2点以上を

与点として行い、国土調査法施行令精度区分甲2以上の測量をいう。

報酬対象)器械点1点ごとの基準額として取扱うが、原則1現場当たり2点とする。

- (2)復元測量 筆界の標識の不明又は亡失のため、既存資料又は画地調整の計算に基づき筆界点を測設する作業をいう。

報酬対象)復元点1点ごとの基準額として取扱う。なお、現場において不明または亡失していることが確認できる写真を出来形として提出すること。

(3)画地調整

- ①復元型 画地調整とは、数筆の土地の位置の特定若しくは筆界点を復元する場合、基礎測量（現況測量含む）で得た既設境標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定要素となるデータと地図及び資料調査で収集した既設資料を照会点検し、面積又は辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定する。

- ②分筆型 1筆又は数筆の土地を分割する場合、面積測量の成果に基づき依頼人の求めに応じて、各筆の面積、辺長を求める区画計算をいう。

報酬対象)調整のうえ確定した1区画を基本額とし、1区画増すごとに加算額を適用する。ただし、1所有者が数筆所有する場合は、1区画調整と残地とし加算額を計上する。

5. 立会

- (1)立会同行 測量会社等による用地測量業務において行われる境界立会に同行し、相隣間の合意を得るための助言をする作業をいう。

(2)民有地境界立会

隣接地所有者の立会を得て境界を確認する作業であり、既存の標識を確認する場合に適用する。

- A 立会・確認 境界立会において、既存の境界標識が容易に直視でき、明確な資料が存する場合に相隣関係を確認する作業をいう。

- B 測距・探索 境界立会において、境界標識が容易に発見できない場合に収集資料に基づいて距離及び角度を測定し、概ね15cm程度の表土除去により境界標を探索し、相隣関係を確認する作業をいう。

- C 特殊作業 境界立会において、境界標識の全部又は一部が発見できない場合に既存の調査資料に基づき距離、角度の測定により掘削、破砕、伐採等の作業を行って境界標を探索し、相隣関係を確認する作業をいう。

報酬対象)1点ごとに計上するものとする。ただし、同一所有者における同一点の立会は、重複計上しない。

(3)官民有地境界立会・協定申請

公共用地を管理する官公署に対し、境界を確定する作業である。境界協定申請書に必要な

図書、図面を添付（道水路の場合、対面する土地所有者の同意を要するものはその同意書等）して申請手続を行ったうえ、立会の事前協議、幅員の測距、不動点、永久標識及び構築物等からの筆界点の点検・確認をし、現地において状況説明を行い、利害関係人の合意を得て境界を確定する作業をいう。

報酬対象) 道路・水路等の管理者が複数にわたる場合は、筆増する考え方として計上する。
筆数及び状況により、適宜範囲を区切り計上するものとする。

6. 面積調査測量

報酬対象) 指示書単位での合算面積を1筆とし、面積測量又は面積チェック費とする。

7. 境界標設置

(1) 境界点測設とは、分筆をする場合に木杭、マーキング等をもって現地に分割点を測設する作業をいう。

(2) 境界標埋設とは、筆界点に永続性のある標識（コンクリート杭、金属標等）を設置するために必要な作業をいう。

① 永続性のある標識とは、石杭、コンクリート杭、金属標、金属鋳等をいう。ただし、金属鋳は恒久的、強固な場所に設置した場合に限る。

② 堅固で容易に移動しない合成樹脂杭は、永続性のある標識として扱う。

③ 標石、材料費、運搬費は、境界標埋設単価に含む。

報酬対象) 埋設する標識1点ごとに計上する。

8. 地図訂正申出

現地踏査、資料調査及び登記官との協議を通じて決定した地図訂正の範囲において、訂正しようとする対象物件の現況（占有状況）、境界標識を現地において確認し、地図・図面等との相違点を把握する。また、地図訂正対象土地を所管する国又は地方公共団体等との協議を行う。国土調査実施区域での地図訂正（誤謬訂正）において、長狭物の事実上の管理者（国土調査実施機関の指示により承諾を得なければならない地元組合等）との協議を含む。

作業内容は、①申出書、委任状の作成、②副本の作成、③申出書の編綴、④書面の調査、点検、⑤申出書の提出、受領である。

報酬対象) 地図訂正申出は、1指示書1件として取扱う。地図訂正前後図は、1指示書1件として取扱う。

9. 分筆登記

(1) 作業内容は、申請手続（①嘱託書、委任状の作成、②副本の作製、③嘱託書の編綴、④書面の調査、点検、⑤嘱託書の提出、受領）と地積測量図の作製である。

以下の作業が発生する場合は、本作業に含むものとする。

・地役権図面作製 地積測量図作成と同様で、画地調整をみる。合筆登記に係る場合も適用する。

・地役権証明願 関西電力等に地役権図面等を提出し、証明を得る費用。

報酬対象)申請地1筆ごとに1件として計上するものとする。

(2) 担保権抹消承諾書 分筆地にかかる担保権の放棄承諾書の作成。

報酬対象)1指示書1件として計上する。併せて、担保権抹消承諾手続とし、「申請手続」を1指示書1件として計上する。

10. 相続調査

報酬対象)相続人の人数区分に該当する相続件数を計上する。相続関係説明図の作成を含む。

11. 書類の作成

(1) 不動産調査報告書

報酬対象)登記嘱託書に添付するため土地家屋調査士が作成する実地調査書とし、1指示書1件として取り扱う。

(2) 筆界確認書

報酬対象)筆界確認を得る隣接土地の筆数を計上する。ただし、同一人が複数の土地を所有する場合は、1筆として取り扱う。

(3) 承諾書

報酬対象)地図訂正申出の件数ごとに、承諾を得る土地所有者の人数を計上する。1件の地図訂正で同一人物の所有地が複数ある場合は1件とする。

(4) 上申書

報酬対象)作成した通数を計上する。

(5) 添付書類

報酬対象)登記嘱託書に添付する資料で、通数を計上する。

12. 施工図面作成

施工図面の作成については、中心線測量、縦断測量、横断測量、平面設計、小構造物設計、設計図を計上しており、施工図面作成のみの指示であっても実施することとする。